

# 復興特区制度のイメージ

## 制度のポイント

- ・復興特別区域での規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援
- ・地方公共団体の取組みにワンストップで総合的な支援を行う仕組み

## 特例措置

### 規制・手続等の特例

- (住宅)
- ・公営住宅の入居基準の緩和
- (産業)
- ・農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー施設等の整備の開発許可特例
  - ・漁業権の免許に関する特例
  - ・医療機器製造販売業等への参入を円滑にする許可基準の緩和
  - ・小水力発電に関する関係省庁協議等の簡素化
  - ・用途規制の緩和等

### 土地利用再編の特例

- ・既存の土地利用計画(都市、農地、森林等)の枠組みを超えて迅速な土地利用再編を行う特別措置
- ・津波避難建物の容積率緩和等

### 税制上の特例

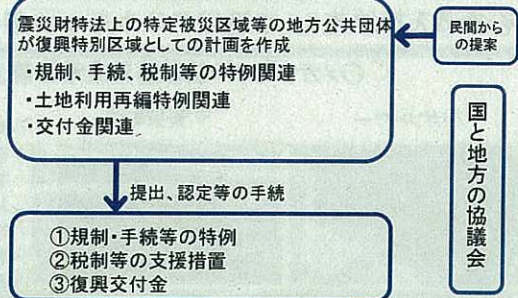
- ・被災地の産業集積のための投資・雇用・研究開発を促進する税制
- ・地方税減免の減収補填
- ・優良賃貸住宅の投資促進税制
- ・地域貢献会社への出資に係る所得控除

### 財政・金融上の特例

- ・復興交付金
- ・復興特区支援利子補給金

国と地方の協議会を通じて特例措置を追加・充実

## 復興特別区域制度のスキーム



## 各被災地の復興プラン・復興プロジェクト例

- 土地利用再編により住まいと雇用の確保を図るまちづくり**
  - ・住宅地と農地の一体的な交換・整備
  - ・住まいの高台移転、公営住宅の整備
  - ・商店街の再生
  - ・自動車部品工場の立地
  - ・農林水産業の再生
  - ・水産加工工場等の再建等
- 再生可能エネルギー導入促進による地域づくり**
  - ・メガソーラー、洋上風力発電システムの設置
  - ・風力発電関連産業の集積
  - ・小水力発電
  - ・木質がれき・廃材の有効利用(バイオマス発電)
  - ・スマートコミュニティ
  - ・野菜工場の整備等
- 医療関連産業の集積拠点の形成**
  - ・医薬品・医療機器産業拠点の形成
  - ・医薬品・医療機器・臨床等の研究拠点の構築
  - ・臨床研究・治験の迅速化
  - ・先端医療拠点の形成等

## ～復興特区：取組イメージ～

# 土地利用再編により住まいと雇用の確保を図るまちづくり

壊滅的な被害を受けた地域において、宅地・農地等を一体的に整備する等、土地利用を抜本的に再編し、高台に住宅を整備して、生活の拠点を整備するとともに、雇用の場となる工場等の再建・新規立地を図る。

既存の土地利用計画(都市、農地、森林等)の枠組みを超えて、必要な土地利用転換、土地集約化を一元的に処理

事業に必要な手続の一元化・迅速化  
許可基準の緩和  
宅地・農地等の一体的整備事業の実施

### 復興交付金の活用

- ・道路、漁港、公営住宅、高台移転などの基幹事業の一体的整備
- ・避難路整備、コミュニティバス開設支援、まちづくりワークショップ開催等の幅広いニーズに対応

○津波避難ビルの整備  
・建築基準法の特例による容積率の緩和

○農水産加工施設の立地・再建  
・立地に係る農地法等の特例  
・新規立地新設企業を5年間無税とする措置  
・工場再建の投資に対する特別償却又は税額控除  
・被災者雇用に係る法人税額等の控除  
・事業税、固定資産税、不動産取得税の減免  
・調達資金に対する利子補給

○養殖業の再生  
・漁業権の取得に係る漁業法の特例



### ○すまいづくり・まちづくり

- ・公営住宅法の特例による入居要件緩和
- ・被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対する特別償却や税額控除
- ・商店起業に対する出資に係る所得控除
- ・にぎわい拠点施設に対する特別償却等
- ・バス路線の新設等

### ○自動車部品産業等、新規産業の立地

- ・用途規制の緩和による工場の立地
- ・新規立地新設企業を5年間無税とする措置
- ・新規投資に対する特別償却又は税額控除
- ・被災者雇用に係る法人税額等の控除
- ・事業税、固定資産税、不動産取得税の減免
- ・調達資金に対する利子補給



## 再生可能エネルギー導入促進による地域づくり

被災地域では、再生可能エネルギーの潜在的可能性が高いことから、その導入を加速化し、地域のエネルギー源の多様化や雇用創出等につなげる。

### ○メガソーラー及び野菜工場の整備

メガソーラー



野菜工場



- ・用途規制の緩和による工場の立地
- ・新規立地新設企業を5年間無税とする措置
- ・新規投資に対する特別償却又は税額控除
- ・被災者雇用に係る法人税額等の控除
- ・研究開発資産の特別償却や税額控除
- ・事業税、固定資産税、不動産取得税の減免
- ・調達資金に対する利子補給

### ○洋上風力発電施設及び関連産業の集積

浮体式洋上  
ウインドファーム



電気・機械産業の集積



### ○小水力発電(従属発電)の導入促進

- ・小水力発電に関する協議  
手続等の簡素化
- ・参入事業者に対する出資に  
係る所得控除

### ○バイオマスエネルギー 製造施設等の立地促進

- ・立地に関する農地法等の許  
可の特例



## 医療関連産業の集積拠点の形成

既存の企業集積や医工連携体制を活かし、革新的な医療機器・先端医療等を創出する拠点を整備し、復興のエンジンとする。

### ○研究開発拠点の整備

- ・研究開発資産の特別償却や税額  
控除
- ・被災者雇用に係る法人税額等の控除
- ・事業税、固定資産税、不動産取得税  
の減免

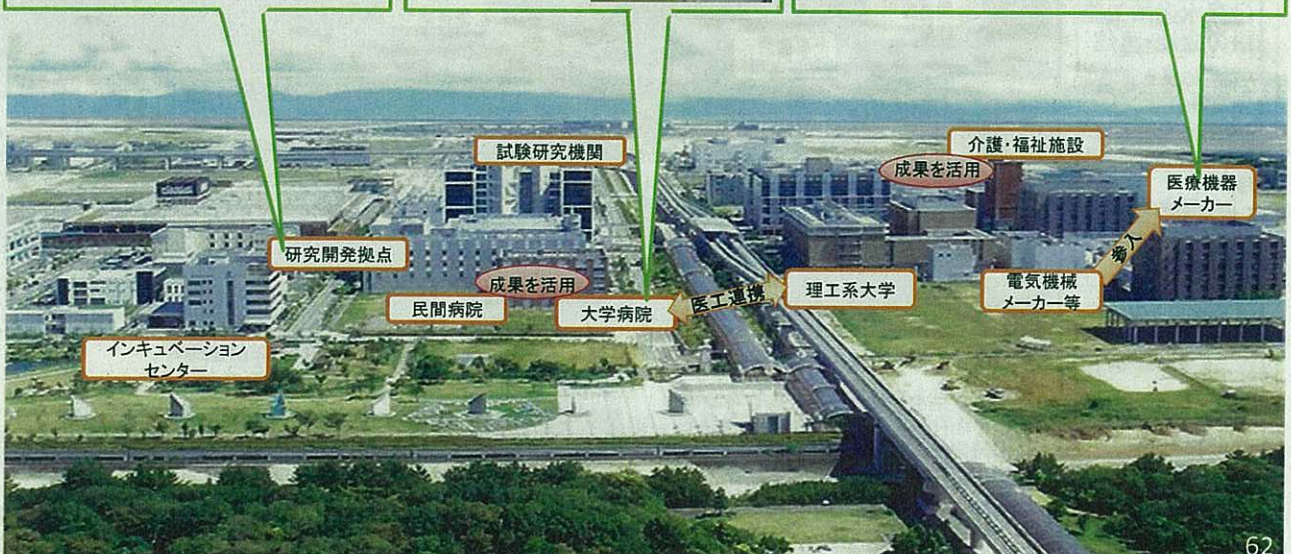
### ○拠点医療機関の整備

- ・用途規制の緩和  
による工業用地  
への病院立地



### ○地場産業の医療分野への参入促進

- ・新規立地新設企業を5年間無税とする措置
- ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和
- ・被災者雇用に係る法人税額等の控除
- ・事業税、固定資産税、不動産取得税の減免
- ・調達資金に対する利子補給





# 土地利用再編に関する手続の簡素化



農用地区域・市街化調整区域内の農地を住宅地として開発する場合

従来であれば、

- ・ 農用地区域・市街化調整区域による土地利用規制が適用されるため開発不可
- ・ 土地利用規制を変更したとしても、開発のための許可を得るには多方面との調整が必要

復興特区を活用

⇒協議会で、ワンストップで合意形成し、許可手続なしで迅速に事業実施  
(その際、既存の土地利用規制の変更は不要)

復興整備協議会(※1)で  
協議・同意

計画の  
公表

- ・ 農地転用許可みなし(※2)
- ・ 開発許可みなし(※3)

迅速な事業実施  
の実現

※1 許認可権者である県等を含む関係主体で構成

※2 農用地区域内農地であっても、農業の健全な発展に支障がない等の条件を満たせば転用可能とする

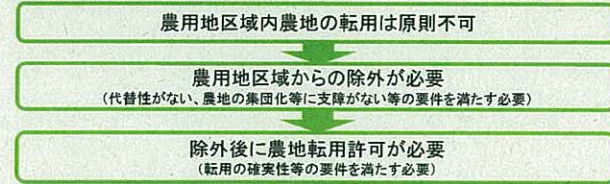
※3 市街化調整区域での開発行為であっても、復興のために必要な場合には開発可能とする

従来の手続

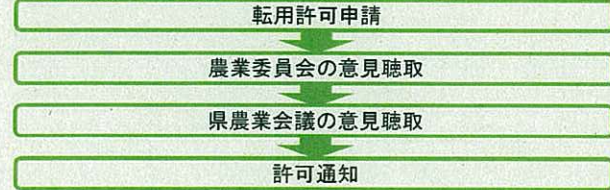
⇒農地部局・都市部局、それぞれの手続を多方面と協議しながら進める必要がある

## 農地関係

<農用地区域除外+農地転用許可>

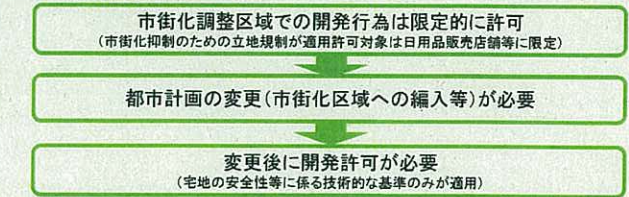


<農地転用許可の手続(知事許可の場合)>



## 都市計画関係

<都市計画変更+開発許可>



<開発許可の手続>

